

新規申請・更新申請手続きのご案内(精神障害者保健福祉手帳)

■ 新規申請・更新を行う場合

御用意できたものに☑を入れてください

(1) 手帳用診断書で申請を行う場合

☐ 精神障害者保健福祉手帳 申請書

- ・ 申請書は、障がい者支援課の窓口でお渡します

☐ 精神障害者保健福祉手帳用診断書

- ・ 初診日から6か月を経過した日以後の日に作成されているもの
- ・ 作成されてから3か月以内のもの
- ・ 県外(さいたま市を含む)からの転入による住所変更の手続きの場合は不要です

☐ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

- ・ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票等
- ・ 障がい者本人が18歳未満の場合は、本人と保護者のものが必要です

☐ 精神障害者保健福祉手帳

- ・ 新規申請以外の申請を行う場合

(2) 精神の病気により受給している障害年金の証書等で手帳の申請を行う場合に必要な書類

- ・ 障害年金の証書等で手帳用の申請を行う場合は、診断書の提出は必要はありません
- ・ 年金証書等で申請した場合は、手帳の等級は年金の等級と同一となります

☐ 障害年金を受給していることを証明する書類

- ・ 精神障害による障害年金(特別障害給付金)受給者は「年金証書(給付金受給資証)の写し」、又は「直近の振込通知書の写し」等

☐ 年金照会同意書

(3) 自立支援医療(精神通院)を同時に申請する場合の注意事項

- ・ 診断書によって自立支援医療(精神通院)と手帳を同時に申請する場合は、診断書に自立支援医療(精神通院)の内容が記載されていることが必要です
- ・ 手帳の申請を障害年金の証書等により行う場合でも、自立支援医療(精神通院)用意見書は原則として2年に1回必要です
- ・ 自立支援医療(精神通院)の申請に必要な書類は、「自立支援医療費(精神通院)支給認定申請手続きのご案内」をご確認ください

■ 本人および代理人の本人確認書類について

☐ 本人による申請の場合 以下の ① 又は ②が必要です

① 顔写真付き本人確認書類 1点 例:マイナ保険証、写真付きの障害者手帳、運転免許証など

② 官公署から発行された書類(顔写真なし) 1点 例:資格確認書、各種年金証書、自立支援医療受給者など
氏名が分かる書類 1点 例:社員証、銀行の預金通帳やキャッシュカードなど 計2点

☐ 代理人による申請の場合 以下の ③ 及び ④が必要です

③ 自立支援医療受給者本人のもので、下記いずれかが必要

- ・ 官公署が発行する本人確認書類 例:マイナンバーカード
- ・ 戸籍謄本、登記事項証明書(申請日から3か月以内に発行されたもの)、その他その資格を明する書類(成年後見人等の法定代理人の場合)
- ・ 任意の書式の委任状(任意代理人)

④ 代理人の本人確認書類(上記①又は②と同様のもの)

【申請窓口】 春日部市役所 障がい者支援課:春日部市中央七丁目 2-1/ 048-736-1131

庄和総合支所 福祉・健康保険担当:春日部市金崎 839-1 /048-746-9702